

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、地方税法（以下「法」という。）146条1項及び東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号。以下「条例」という。）65条1項の規定に基づく自動車税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年5月2日付けでした自家用自動車（以下「本件自動車」という。）に係る令和4年度自動車税（種別割）賦課処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件自動車に対する自動車税賦課は標準税率に対し15%重課となっている。初度登録から13年を経過しているだけでなぜ税率を上げるのか合理的理由がない。同じ内燃機関車でもハイブリッド車が非対象であったり電気自動車も重課対象にならないなど整合性もない。重課処分は合理性がなく課税権の濫用であり認められない。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 5 年 3 月 1 6 日	諮問
令和 5 年 5 月 2 3 日	審議（第 7 8 回第 3 部会）
令和 5 年 6 月 2 0 日	審議（第 7 9 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

自動車税は、自動車に対し、賦課期日（4 月 1 日）現在の所有者に種別割によって課するとされ（法 1 4 6 条 1 項及び 1 7 7 条の 8 並びに条例 6 5 条 1 項及び 7 8 条）、その税率は、総排気量が 1.5 リットルを超え 2 リットル以下の自家用の乗用車については、年額 3 6, 0 0 0 円とされている（法 1 7 7 条の 7 第 1 項 1 号ロ(3)及び条例 7 7 条 1 項 1 号ロ(3)）。

ただし、上記自家用の自動車のうち、令和元年 1 0 月 1 日の前日までに初回新規登録を受け、平成 2 8 年改正前の法又は条例に規定する自動車税を課されたものについては、年額 3 9, 5 0 0 円とされ（法附則 1 2 条の 4 第 1 項 3 号及び条例附則 7 条の 2 第 1 項 3 号）、さらに、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までに初回新規登録を受けたガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車については、初回新規登録を受けた日から起算して 1 4 年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税は、4 5, 4 0 0 円とすることと

されている（法附則 12 条の 3 第 1 項 1 号及び 12 条の 4 第 3 項並びに条例附則 7 条 1 項 1 号及び 7 条の 2 第 3 項）。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、本件自動車は、登録事項等証明書によれば、平成 4 年 8 月 31 日に新規登録された、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる総排気量 1.59 リットルの自家用乗用車であるが、本件自動車に係る令和 4 年度分の自動車税（種別割）賦課処分に当たっては、当該年度が初回新規登録を受けた日（平成 4 年 8 月）から起算して 14 年を経過した日の属する年度（平成 18 年度）以後に当たることから、条例附則 7 条 1 項 1 号及び 7 条の 2 第 3 項の規定に基づき 45,400 円とされたものである。

そうすると、本件処分に係る税額は、前記 1 の法令の規定に則ったものであり、本件処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記（第 3）のとおり主張する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に

行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一